

## 幼児・児童用自転車ヘルメットモニター募集



約1カ月間の使用後、無記名のアンケートに回答していただきます(ヘルメットは返却不要、一世代1個まで)

現在、有効期限内の「三鷹市自転車安全運転証」をお持ちの方、

10月26日(日)開催の三鷹市自転車安全講習会を受講される方

10月30日(木)(消印有効)までに往復はがきに必要な事項(11面参照)と自転車安全運転証交付番号、希望サイズを記入し「〒181-8555 道路交通課都市交通係ヘルメットモニター募集」へ、結果通知用のはがきを持参して三鷹市自転車安全講習会当日に会場申し込む(申込多数の場合は抽選。結果は、はがきで通知します)

引渡日時 11月25日(火)、27日(木)、12月1日(月) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

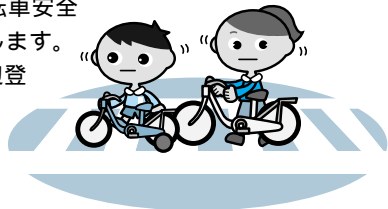
ヘルメットサイズ 幼児用 = (47～51cm) 赤色、(47～52cm) 青色、(50～54cm) 白色、(50～55cm) 青/黒色、児童用 = (54～56cm) ガンメタリック

道路交通課 ☎内線2883

くわしくは市のホームページをご覧ください。

## 自転車安全講習会のお知らせ

受講者には、自転車安全運転証を交付いたします。また、三鷹駅前周辺登録駐輪場の優先権などがあります。



10月26日(日)、12月7日(日)、1月17日(土)のいずれも午前10時～11時30分

三鷹産業プラザ

更新の方は、現在お持ちの自転車安全運転証。新規受講で、自転車安全運転証に顔写真入りを希望される方は、縦3×横2.5cmの写真

当日会場へ

道路交通課 ☎内線2883



# 困ります! 自転車置き去り 知らんぷり

## 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(水)～31日(金)の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。

市では、期間中関係機関と協力し、主に三鷹駅周辺で自転車放置防止のキャンペーン活動を行います。

駅周辺などの放置自転車は、歩行者の安全な通行や緊急車両などの通行、さらには市が策定したバリアフリー基本構想を実現する上での妨げともなります。

一人ひとりが駐輪マナーを守って、放置自転車のない快適な街づくりにご協力ください。

道路交通課 ☎内線2883

### 駐輪場を利用しましょう

市では、条例で放置禁止区域を指定しています。短い時間でも周辺の駐輪場を利用してください。また、駅から比較的近い距離にお住まいの方は、健康のためにも歩くことを心がけてください。

### 放置禁止区域内の自転車などは撤去します

放置禁止区域内の歩道・車道などに放置されている自転車・50cc以下の原動機付き自転車は撤去します。

### 駐輪場を正しく利用していない自転車などは撤去します

- ・買物専用駐輪場に3時間以上置いてある自転車等
- ・無料駐輪場に長期間(7日間以上)放置されている自転車等
- ・登録者専用駐輪場に登録者以外の方が停めた自転車等
- ・その他正しい利用がされていない自転車等

駐輪場により利用形態が異なりますので、よく確認のうえご利用ください。

自転車等保管場所(野崎3-2-3 ☎33-6967)

撤去した自転車・原動機付き自転車などを保管しています。

返還日は、日曜日～金曜日が午後1時～4時、土曜日が午前10時～午後4時です(年末年始は休み)。(土曜日が祝日の場合は午後1時～4時)

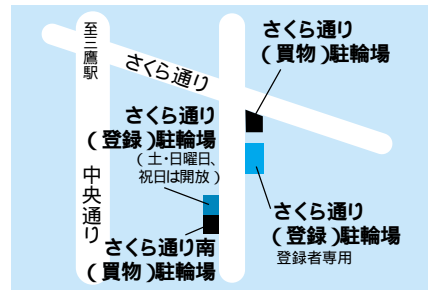
返還の際には撤去料を徴収します。

撤去料: 自転車2,500円、原動機付き自転車4,000円

## さくら通り駐輪場の一部が無料で利用できます

「さくら通り南(買物)駐輪場」に隣接する「さくら通り(登録)駐輪場」は、土・日曜日、祝日に限り一時利用駐輪場として無料開放しています。

道路交通課 ☎内線2883



今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに終了し、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

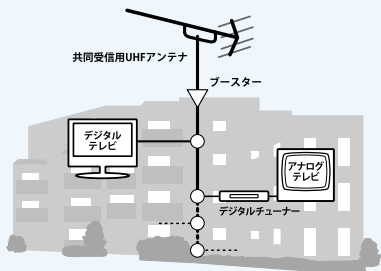


## マンションなどの集合住宅にお住まいのみなさんへ 地デジ受信の準備はお済みですか?

マンションなどの集合住宅での地デジ受信は、ビル単位での共同受信が一般的です。共同受信設備のデジタル化(アンテナの交換、ブースターの取り付け、配線の改修など)が必要な場合がありますので、建物の所有者または管理組合にご相談の上、お早めにご準備ください。

### ●ビル共同受信の場合

- 現在の共同アンテナがVHFアンテナの場合は、新たにUHFアンテナの取り付けが必要です。
  - すでにUHFアンテナをご使用の場合、通常はそのままお使いになれますが、追加・交換や調整(有料)が必要となる場合もあります。
  - 設備によってはブースターなどの取り付け、配線の改修などが必要な場合があります。
- ※地デジを見るためには、地デジ対応テレビまたはデジタルチューナーなどの受信機が必要です。  
※デジタル放送用UHFアンテナの設置・工事・費用に関しては、施設の保守業者にお問い合わせ下さい。



- ビル内の都市受信障害対策共同受信の場合: 地デジに変わると受信障害が解消されることがあります。受信障害が解消された場合は、個別にUHFアンテナを取り付けて地デジを見ていただくことになります。受信障害が解消されず、引き続き共同受信で見られる場合は、UHFアンテナを新たに取り付けなどの共同受信設備の改修工事が必要になる場合があります。具体的な改修予定や経費負担については保守・管理者や受信障害の原因である建物などの所有者にご相談下さい。
- 難視聴解消共同受信の場合: 施設の改修が必要になります。詳しくは、保守・管理者にお問い合わせ下さい。

### ●なお、アンテナの代わりに

ケーブルテレビを利用することもできます。(有料)

ケーブルテレビは、テレビ局からの放送を受信し、ケーブルを通して、戸建てや集合住宅などに配信しています。地デジ放送サービスを行っているケーブルテレビに加入して地デジを見ることができます。

ケーブルテレビの利用には通常は加入契約料、月額利用料などの費用がかかります。

- ※ケーブルテレビ会社によって、また、契約内容によって料金は変わります。
- ※お使いの受信機によって画質などは異なります。
- ※詳しくは、お近くのケーブルテレビ会社にお問い合わせ下さい。

(社)日本ケーブルテレビ連盟 お客相談窓口(平日9:30～17:00) ☎03-3490-3830

共同受信施設での受信のご相談は下記までお問い合わせ下さい。(平日9:30～17:00) (社)日本CATV技術協会 ☎0120-774-673

総務省 おたずねください地デジのこと ☎0570-07-0101

☎0570-07-0101



お調べくださいデジタル放送のこと

http://www.dpa.or.jp/

悪質商法にご注意ください。

テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求したり、工事の勧誘を行う例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意下さい。